



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月31日
号外(10)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 公安委員会規則

- ※滋賀県公安委員会個人情報管理規則(警察県民センター) 1
- ※滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則(警察県民センター) 2
- ※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則(警務課) 2
- ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課) 4

○ 公安委員会告示

- 道路交通法施行規則第31条の4の2に規定する滋賀県公安委員会が認める法人の一部改正(運転免許課) 8
- 道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者の一部改正(運転免許課) 8

公安委員会規則

滋賀県公安委員会個人情報管理規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

滋賀県公安委員会規則第4号

滋賀県公安委員会個人情報管理規則

(目的)

第1条 この規則は、滋賀県公安委員会が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

2 この規則において「地方公共団体等行政文書」とは、法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

(総括個人情報管理者)

第3条 滋賀県公安委員会に、総括個人情報管理者一人を置き、総務課公安委員会補佐室長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者)

第4条 総括個人情報管理者は、滋賀県警察の職員(以下単に「職員」という。)のうちから、個人情報管理担当者を指名する。

2 個人情報管理担当者は、総括個人情報管理者の命を受け、この規則による保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

(正確性の確保)

第5条 職員は、保有個人情報の内容が事実でない認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加または削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第6条 総括個人情報管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報およびそれが記録されている地方公共団体等行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項
(廃棄及び削除)

第7条 総括個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書を廃棄するときは、滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号)、滋賀県公安委員会文書管理規則(令和3年滋賀県公安委員会規則第10号)その他関係規程の定めるところにより、適正に措置するものとする。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。
(漏えい等発生時の措置)

第8条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態(以下この条において「漏えい等」という。)が生じたときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告するものとする。

2 総括個人情報管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を滋賀県公安委員会に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 総括個人情報管理者は、第1項の規定により報告を受けた漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判断したときは、速やかにその旨を滋賀県公安委員会に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告および同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。

4 前項に定めるもののほか、総括個人情報管理者は、漏えい等の発生または再発の防止に資するため、第2項の規定による調査の結果に基づき保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果および講じた措置の内容を滋賀県公安委員会に報告するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第5号

滋賀県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会文書管理規則(令和3年滋賀県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第2条第1項」を「第2条各号」に改める。

第10条第1項中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号。以下「個人情報保護条例」という。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)」に改める。

第20条第1項第5号中「個人情報保護条例第13条第1項」を「個人情報保護法第76条第1項」に、「同条例第28条第1項」を「同法第90条第1項」に、「同条例第36条第1項」を「同法第98条第1項」に、「同条例第19条各項、第31条各項」を「同法第82条各項、第93条各項」に、「第39条各項」を「第101条各項」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第6号

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正

する。

別表を次のように改める。

別表

警察職員定員配置表

所属別		区分	警察官	一般職員	合計
警察本部	警務部	総務課	8	4	12
		会計課	5	29	34
		警務課	105	25	130
		企画教養課	11	1	12
		警察県民センター	8	5	13
		情報管理課	9	18	27
		厚生課	1	10	11
		監察官室	11		11
	生活安全部	生活安全企画課	20	4	24
		地域課	19	5	24
		通信指令課	24	1	25
		少年課	18	11	29
		生活環境課	16		16
		サイバー犯罪対策課	23	2	25
		機動警察隊	41	1	42
	刑事部	刑事企画課	11	1	12
		捜査支援分析課	33	2	35
		捜査第一課	55	2	57
		捜査第二課	31	1	32
		組織犯罪対策課	45	4	49
		鑑識課	21	8	29
		科学捜査研究所	1	20	21
	交通部	交通企画課	12	3	15
		交通規制課	11	7	18
		交通指導課	24	5	29
		運転免許課	25	37	62
		交通機動隊	21	1	22
警備部	高速道路交通警察隊	75	2	77	
	警備第一課	67	3	70	
	警備第二課	17	3	20	
	警衛対策課	15		15	
	機動隊	36	1	37	
	警察学校	103	3	106	
	小計	922	219	1,141	
警察署	大津	257	13	270	
	草津	193	11	204	
	守山	103	7	110	
	甲賀	124	9	133	
	近江八幡	94	6	100	
	東近江	145	8	153	
	彦根	128	8	136	
米原	63	4	67		

長	浜	100	6	106
木	之	37	4	41
高	島	58	5	63
大	津	78	7	85
小	計	1,380	88	1,468
合	計	2,302	307	2,609

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第7号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第14条の3を削る。

第14条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に、「別記様式第11号の2」を「別記様式第11号の3」に改め、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(遠隔操作型小型車に関する指示書)

第14条の2 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する公安委員会の指示は、別記様式第11号の2の指示書を交付して行うものとする。

第14条の5中「第66条の2」を「第66条の2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定自動運行に関する指示書)

第14条の6 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する公安委員会の指示は、別記様式第11号の6の指示書を交付して行うものとする。

別記様式第11号の3を削る。

別記様式第11号の2中「(第14条の2関係)」を「(第14条の3関係)」に、「指示する」を「指示します」に、「その請求」を「その審査請求」に改め、同様式の備考中「の氏名は、法人の」を「に事業者の所在地、」に改め、同様式を別記様式第11号の3とし、別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2 (第14条の2関係)

遠隔操作型小型車に関する指示書

滋公委発第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

滋 賀 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第15条の6の規定に基づき、次のとおり指示します。

届 出 番 号	
指 示 事 項	
指 示 す る 理 由	

この処分に不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として(滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 指示を受ける者が法人である場合は、あて先に事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載する。

別記様式第11号の4中「指示する」を「指示します」に、「その請求」を「その審査請求」に改め、同様式の備考中「の氏名は、法人の」を「に事業者の所在地、」に改める。

別記様式第11号の5中「指示する」を「指示します」に、「その請求」を「その審査請求」に改め、同様式の備考中「の氏名は、法人の」を「に事業者の所在地、」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第11号の6 (第14条の6関係)

特定自動運行に関する指示書	
滋公委発第 号 年 月 日	
住 所 氏 名	様
滋 賀 県 公 安 委 員 会	
印	
道路交通法第75条の26第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 す る 理 由	
<p>この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に滋賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県公安委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

備考 指示を受ける者が法人である場合は、あて先に事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第32号

平成23年滋賀県公安委員会告示第104号(道路交通法施行規則第31条の4の2に規定する滋賀県公安委員会が認める法人)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

第4項第3号中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第10条第2項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項」に、「安全確保の措置」を「安全管理措置」に改める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県公安委員会告示第33号

平成23年滋賀県公安委員会告示第105号(道路交通法施行規則第38条の3に規定する滋賀県公安委員会が認める者)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

第4項第5号中「滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第10条第2項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項」に、「安全確保の措置」を「安全管理措置」に改める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。